

市制施行50周年記念事業

市内でさまざまなイベントが

平成16年は、成田市制施行50周年です。
これ記念し、さまざまな催しが開催されます。
みなさんもぜひ足を運んでみてはいかがでしょうか。



50周年

成田市消防出初め式

成田の街から 火事がサル

ことしの消防出初め式は木やり・はしこ乗り演技、消防音楽隊演奏と成田高校付属小学校ダンス部演技や消防隊生物・化学災害訓練などを行います。見学は自由ですので、ぜひご覧ください。
なお、当日はサイレンを鳴らしますので、火災と間違わないようご注意ください。

日時 2月8日(日) 午前9時30分
会場 大谷津運動公園多目的広場(雨天時は国際文化会館)

くわしくは消防本部総務課 ☎ 20 1590(へ)。



市制施行50周年を記念し行進が

ジル・ガンブス2004

追憶の エディット・ピアフ

ポール・モーリア楽団の指揮者として、また、自らのグループを率いて新たな音楽にチャレンジしているジル・ガンブス。20世紀の偉大なシャンソン歌手、エディット・ピアフが亡くなって40年を経た今、ピアフの曲を中心に、ジルの絶妙のアレンジでお届けします。

日時 4月11日(日) 午後2時開演(午後1時30分開場)

会場 国際文化会館大ホール
入場料 4,500円(全席指定・国際文化会館窓口は特別割引で4,000円)
前売り所 国際文化会館

くわしくは(財)成田市教育文化振興財団 ☎ 23 1331(へ)。

県民芸術劇場成田公演

日本の歌・こころの歌 コンサート

ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉の演奏、市内合唱団の合唱によるコンサートです。

日時 3月14日(日) 午後2時開演(午後1時30分開場)

会場 国際文化会館大ホール
出演 ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉指揮・田中一嘉(、プロオペラ歌手・ソプラノ・西野薫、バリトン・成瀬当正)、成田小学校合唱部、平成小学校合唱部

女声合唱な
りた、成田
楽友協会合
唱団
入場料 A
席2,000
円、B席1,
000円
前売り開始
2月1日
(日)



オーケストラによる優雅な演奏も

くわしくは生涯学習課 ☎ 20 1583(へ)。

前売り所 生涯学習課 国際文化会館、ヨネタカカメラ店、ポムベルタ成田店4階サビスカウ
ンター、ジャスコ成田店1階サ
ビスカウター、イオン成田
SC2階総合サビスカウター

成田市青少年感動芸術劇場 心に残る日本の歌

花鳥風月

毎年、多くの人に歌声と感動をお届けしている青少年感動芸術劇場。ことしも、プロオペラ歌手、女声合唱なりた、成田・平成小学校合唱部の参加により開催します。「心に残る日本の歌」を未来に歌い続けるこのコンサートに、ぜひ足を運んでみませんか。

日時 2月22日(日) 午後2時開演(開場は午後1時)

会場 国際文化会館大ホール
入場料 一般1,500円、高校生1,000円、中学生500円、小学生以下無料(全席自由)

前売り所 生涯学習課 国際文化会館、ヨネタカカメラ店、ポムベルタ成田店4階サビスカウ
ンター、ジャスコ成田店1階サ
ビスカウター、イオン成田
SC2階総合サビスカウター
1、日本航空生活協同組合成田
地区売店

くわしくは(財)成田市教育文化振興財団 ☎ 23 1331(へ)。

市長と市民とのつどいを開催

タウン・ミーティングは広聴活動の一つとして、日ごろ市民のみなさんが市政に対して感じていることや望んでいること、考えていることなどを、より多くの生の声を市長が直接お聴きし、話し合いをする場です。

みなさんからお聴きした意見や提案は、市政にできる限り反映させ、市民の声が反映される市政の実現を図ります。

また、いただいた意見や提案それらの検討結果は、市民と市の共有の情報としてみなさんにお知らせしていきます。



みなさんの活発な意見を

	市役所での開催	地区などでの開催
対象	一般市民	開催を希望する地区、団体
日時	年に4回開催(5月・8月・11月・2月)、時間は原則として午前10時～正午	原則として平日の午前10時～午後8時の間で2時間以内とし、申込者と調整のうえ決定
会場	市役所1階ロビー	申込者において地区の集会所などを設定してください
テーマ	市政に関すること	

タウン・ミーティングは「市民にとって身近な市政」市民に分かりやすい市政「市民が納得する市政」を推進するために開催されるものですので、一人でも多くの声をお聴かせください。

第3回タウン・ミーティングを次のとおり開催します。参加を希望する人は直接会場へお越しください。市内の地区や団体からの希望に応じて地区などでも開催します。

日時：2月6日(金) 午前10時～正午

会場：市役所1階ロビー
テーマ：市政に関すること

なお、地区などでの開催を希望する場合は、開催希望日の1カ月前までに市民相談所へお申し込みください。

くわしくは市民相談所 ☎ 201507へ。

地下水汚染対策

飲料用井戸水の浄水器に補助金を交付

市では、飲料用として使用している井戸水から、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素「また

は「ヒ素」が基準値(下表)を越えて確認された場合、これらを除くするための浄水器を設置する人に、補助金を交付しています。

対象物質	基準値
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10mg/L
ヒ素	0.01mg/L

補助金額は15万円を限度に、浄水器の購入・設置費の2分の1とします。補助金の交付を受けるには、浄水器の購入・設置前に、申請書の提出などの手続きと、その審査が必要になります。

なお、上水道が整備されている地区の人は、補助金の交付は受けられません。

また、現在、対象物質を除去できる浄水器は、逆浸透膜方式などであり、活性炭方式、中空糸膜方式、セラミック方式などの浄水器では補助金の交付は受けられません。

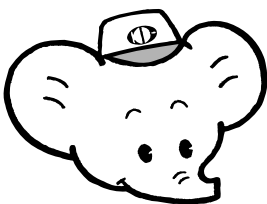
くわしくは環境対策課 ☎ 201532へ。

2月は省エネルギー月間

電気を上手に使う省エネにご協力を

2月は省エネルギー月間です。便利でつつい使いすぎしてしまう電気、暖房用をはじめとしてエネルギー消費が増える冬季には次の点に心掛けて省エネルギーに協力をお願いします。

設定温度は控えめに
冬の室温の設定は20度を目安に、冷蔵庫内の温度設定は弱めにしましょう



安全エレちゃん

スイッチはオフ

見えないテレビや不要な照明は、小まめに切りましょう

待機電力のカット
寝るときや外出するときなどは、常時通電が不要な電気製品は、小まめにプラグを抜きましょう

くわしくは環境計画課 ☎ 201533(または、財)関東電気保安協会千葉事業本部佐倉事業所 ☎ 043-486-1448へ。

スリップ事故に注意

路面の凍りやすい冬場には気を付けて

冬は路面の凍結や積雪によるスリップ事故が多く発生しています。夜間や早朝は、雪や雨水が凍結して滑りやすくなっています。特に、橋の上や坂道、交差点、カーブ、トンネル内は注意が必要です。

夜間の水まきは、凍結の原因になりますので、絶対やめましょう。

また、運転するときは必ずシートベルトを締めて、道路の状況に注意し、車間距離を十分に取って、安全な運転で走りましょう。

くわしくは市民生活課 ☎ 201527へ。

成田市街なみ景観賞

市役所と中央公民館で
入賞作品展を開催

魅力ある街づくりを推進するため、成田市地域住宅計画HOPE計画（推進協議会が実施した、街なみ景観賞）の入賞作品を展示します。

開庁・開館時間中、自由にご覧になれますので、ぜひ足を運んでみてはいかがでしょうか。

【市役所1階ロビー】

期間：2月2日（月）～5日（木）
（5日は正午まで）

【中央公民館】

期間：2月10日（火）～17日（火）

主な入賞作品

たてもの部館

景観賞：「エテルナ囲護台（囲護台）」

ナスバコート公津（飯田町）

街なみ部館

会長賞：「坂の門前町」林義孝さん

（東和田）、西口大通りの「梓並木」

岡澤浩さん（中台）

このほか優秀賞なども展示します。くわしくは成田市地域住宅計画（HOPE計画）推進協議会事務局 営繕課内・☎20 15 52へ。

野ネズミ駆除

薬剤にご注意を

農作物に被害を与える野ネズミの駆除を、市内全域の田畑で行います。農業者が薬剤をネズミの巣穴に投入しますので、ご注意ください。

薬剤：ヤンチオン（ダイファシシ）
系薬剤5グラム入り小袋

実施期間：2月15日（日）～3月5日（金）

土中に投入された薬剤は半年ほどで自然分解し、無害になります。くわしくはJA成田市営農課 ☎22 6717 または市農政課 ☎20 1541へ。

前納報奨金

制度が廃止されます

固定資産税・都市計画税と市・県民税（普通徴収）の全額を、第1期の納期内に一括して納めた人に報奨金を交付する制度が、平成16年度から廃止されます。

この制度は、戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済事情の中で、税収の早期確保と納税意識の向上、納期前に納付された税額に対する金利を考慮し、昭和25年から始ま

りました。

しかし、この制度の目的はおおむね達成されていることなどの理由から、平成16年4月から廃止することになりました。

なお、従来どおり全額を一括して前納することはできます。

また、納税には便利な口座振替をお勧めします。これからも、市税の納期前納付にご協力をお願いします。

くわしくは税務課 ☎20 1513へ。

2月の表参道

交通規制にご注意を

2月中の日曜日と祝日、表参道で交通規制が行われますので、ご注意ください。

期日：2月1日（日）・8日（日）・11日（祝）・15日（日）・22日（日）・29日（日）

区間と時間：JR成田駅～薬師堂：午前11時～午後2時、薬師堂～成田山門前：午前11時～午後4時

当日は定期路線バスを含めて車両通行止めとなります。くわしくは成田警察署 ☎27 0110へ。

選挙啓発書き初め展

中央公民館と
市役所で開催

市内の小・中学生から3,551点の作品が寄せられたことしの選挙啓発書き初め展の作品の中から推薦30点、特選70点が選ばれました。これらの作品を次の日程で展示します。

中央公民館ロビー：2月8日（日）まで
市役所1階ロビー：2月10日（火）～20日（金）

くわしくは市選挙管理委員会 ☎22 1111 内線3152へ。

2月の水道水の排水作業日程

市水道部では赤水の発生を防ぐため、次のとおり水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水あるいは赤水になることもありますのでご了承ください。なお、受水槽を使用している場合は、万一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定場所	予定時間
2月9日（月）	並木町（大久保台・成瀬台）地区	午後10時～
2月10日（火）	並木町（上記以外）・不動ヶ岡地区	
2月11日（祝）	飯田町・囲護台地区	午前4時～
2月12日（木）	宗吾・江弁須地区	

くわしくは市水道部工務課 ☎22-0269へ。

国民年金推進員
みなさんのお宅に伺います



大場弥生さん

平成14年4月から国民年金保険料の納付先が、市から国に変わりました。そこで、国と被保険者を結ぶパイプ役として国民年金推進員が直接みなさんの家庭を訪問し年金をサポートしています。

主な仕事は、国民年金制度の紹介、保険料に関する相談および徴収、口座振替の案内などです。

休日、夜間に電話や個別訪問を行う場合もありますので、ご理解とご協力をお願いします。

くわしくは千葉社会保険事務局佐原事務所（☎0478-55-1661）へ。

消費生活相談 Q&A

マルチ・マルチまがい商法



Q 健康食品を10万円分購入して会員になり、友人・知人を紹介してだけで簡単にもうかる“ニュービジネス”をやってみないかと友人に誘われました。ほかの人を組織に加入させて商品を売れば利益が得られると聞きましたが、この商法は違法ではないのでしょうか。

A 商品を購入したり加盟料を支払って販売組織の会員になって、友人・知人を勧誘し入会させることを次々に行うことでピラミッド型に販売組織を拡大し利益が得られるとするこの商法は、マルチ・マルチまがい商法と思われま

商品が伴わず金銭の配当だけのねずみ講は、法律で全面的に禁止されています。

マルチ・マルチまがい商法は違法ではありませんが「連鎖販売取引」として特定商取引法で規制されています。主な規制は、

不当勧誘の禁止、書面交付義務、クーリングオフ20日間、広告規制などです。

これらの規制を理解しないで活動すると、加害者になる恐れもあり、十分な注意が必要です

だれでも簡単にもうかると思わせて勧誘しますが、素人が簡単にもうけられるとは思えませんし、一部の

成功例に踊らされてはいけません。マルチ商法と言わずに、ネットワークビジネス、ニュービジネス、サイドビジネスと呼ばれることもあります。うまい話、もうかる話には気を付けましょう。

くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

相談日

相談名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民行政相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民相談所☎20-1507
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	〃
法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	〃
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	24日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	〃
不動産相談	17日(火)	10:00～12:00	〃	〃
税務相談	17日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	〃
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	12日(木)・26日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	〃
市民よろず相談	21日(土)	13:00～16:00	イオン成田ショッピングセンター2階特設会場	市民よろず相談事務局 作田義美さん(☎23-3286)
女性就業(内職)相談(来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
住宅相談(予約制) (新築・増改築に関する相談)	12日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所☎22-2101 9日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	3日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	市民生活課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	5日(木)・19日(木)	9:00～12:00	〃	〃
介護相談	12日(木)	14:00～16:00	セントアンナ在宅介護支援センター	高齢者福祉課☎20-1537
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	23日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	厚生課☎20-1536
健康体力相談	火曜日	9:00～12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター☎20-6336
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室☎28-3234